

【会員規約】

第1条（会員）

会員とは、本規約を承認のうえ、G e N i E株式会社（以下「当社」という）に当社所定の方法により会員自身が当社サービスを利用することを目的に入会申込をされ、当社が審査のうえ入会を認めた方をいいます。

第2条（パスワード）

- 1.会員は、入会申込時に所定の方法によりログインパスワード(以下「パスワード」という)を登録するものとします。
- 2.会員は、パスワードを他人に知られないよう十分注意するものとし、会員の故意または過失によりパスワードを他人に知られたことによる損害は、会員の負担となります。

第3条（支払方法）

- 1.支払方法は、会員があらかじめ指定した会員の預貯金口座からの口座振替による支払とします。ただし、次の場合を除きます。
 - (1)振替口座の届出がなされていない場合。
 - (2)約定返済金額（第26条に定める金額）を超える支払を行う場合または振替口座の残高が約定返済金額に満たない場合。
 - (3)口座振替日（第24条に定める各回の返済期日）の9営業日前の日（当社都合により変動することがあります）時点で支払が遅滞している場合。（注）その他、金融機関等への事務手続上の都合により、口座振替による支払をすることができない場合があります。
- 2.前項にかかわらず、取引状況等により、支払方法が制限される場合があります。
- 3.返済期日前および延滞時の支払方法については、当社名義の金融機関の口座への振込とします。
- 4.会員は、当社または当社名義の金融機関等がシステム保守（定期的なものか臨時のものを問いません）を行う間、随時返済を行うことができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
- 5.会員は、随時返済の取引日が当社への着金日となることをあらかじめ承諾するものとします。

第4条（支払金の充当方法）

支払金は、遅延損害金・利息・元金の順に充当します。なお、かかる返済金額のうち会員が支払うべき利息に足りない場合、次回の返済時の返済金額は、かかる不足額から充当されることに同意します。

第5条（契約内容記載書面および取引明細書の交付）

- 1.当社は、会員に対し契約内容を記載した書面を交付します。
- 2.借入・返済の都度、当社は取引内容（取引日、取引金額等）を記載した明細書を交付します。ただし、会員が直接受け取れない場合は、会員の指定先へ郵送で交付します。
- 3.前項にかかわらず、当社名義の金融機関の口座への振込による支払時は、会員からの申出があった場合に限り交付します。
- 4.会員が希望し所定の手続を行い、当社がそれを認めた場合、当社は、本条第1項および第2項に定める交付に代えて電磁的方法により書面および各明細書を提供することができるものとします。

第6条(不正利用被害の補てん)

1. 会員が、当社の提供するサービス等においてパスワードの詐取等（当社のホームページと類似したサイトに誘導され、パスワードを入力することで第三者にパスワードを詐取された場合も含みます）による第三者利用が生じた場合は、会員はただちに当社に届出するものとします。
2. 会員が最寄りの警察署にパスワードの詐取等の届出をした場合は、当社への届出日の30日前以降に行われた不正使用による損害は、当社が補てんします。ただし、次の場合の損害は補てんされません。
 - (1) 会員の故意または重大な過失に起因する損害。
 - (2) 会員の家族、同居人、留守人等会員の関係者によって使用された場合。
 - (3) 会員規約に違反している状況において、パスワードの詐取等が生じた場合。
 - (4) 戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難等が生じた場合。
 - (5) 第2条第2項に基づき会員が損害を負担する場合。
 - (6) 会員が当社の請求する書類の提出を拒み、提出した書類に不正の表示をなし、または被害状況の調査に協力しなかった場合。

第7条(届出事項の変更)

1. 会員は、当社に届出ている氏名、住所、電話番号、携帯電話番号、勤務先、勤務地または振替口座等に変更があった場合は、すみやかに当社に所定の方法により届出るものとします。
2. 会員が前項の氏名、住所または勤務先等の変更の届出を怠った場合、当社からの通知または送付書類等が延着し、または不送達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したとみなすことに異議ないものとします。ただし、変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があると当社が認めたときは、この限りではないものとします。
3. 会員は、次のいずれかに該当する場合、すみやかに当社が適当と認める方法により届出るものとします。
 - (1) 外国において、元首や日本の内閣総理大臣その他の国务大臣・副大臣、衆参両議院の議長・副議長、最高裁判所の裁判官、統合幕僚長・統合幕僚副長、陸・海・空の幕僚長・幕僚副長に相当する職、中央銀行の役員等の重要な公的地位を有する者または当該地位にあった者
 - (2) (1) に該当する者の家族（配偶者、父母、兄弟、子、配偶者の父母・子）
(注) (2) の「家族」であっても、(1) に該当する者が既に亡くなっている場合は届出を要しません。

第8条(反社会的勢力の排除)

1. 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）、またはテロリスト、テロリストの疑いがある者（以下これらを「テロリスト等」という）に該当しないこと、および次の各号に該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明・確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(4)暴力団員等またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2.会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

第9条（期限の利益の喪失）

1.会員が次のいずれかに該当する場合には、当社からの通知、催告がなくても当然に当社に対する債務について期限の利益を失い、残債務全額をただちに支払うものとします。

(1)住所、勤務先変更の届出を怠るなど、会員の責めに帰すべき事由によって当社に会員の所在が不明となったとき。

(2)本規約に基づく債務であるかを問わず当社に対する債務の支払を遅滞したとき。

(3)自ら振出した手形、小切手が不渡になったとき、または一般の支払を停止したとき。

(4)差押、仮差押、仮処分 of 申立または滞納処分を受けたとき。

(5)破産申立または民事再生、特別清算、会社更生手続開始の申立があったとき。

(6)第8条第1項各号のいずれかに該当し、または第8条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切であると当社が判断したとき。

(7)第8条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、当社との取引を継続することが不適切であると当社が判断したとき。

(8)マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に使用し、またはそのおそれがあると当社が判断したとき。

2.会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本規約に基づく債務について期限の利益を失い、残債務全額をただちに支払うものとします。

(1)本規約等の義務に違反し、その違反が本規約等の重大な違反となるとき。

(2)その他会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第10条（退会および会員資格の喪失等）

1.会員が都合により退会する場合、会員は、本規約に基づく債務の全額を完済したうえ、当社所定の届出をするものとします。

2.当社は、会員が次のいずれかに該当する場合には、会員に通知することなく利用を停止し、会員資格を喪失させることができるものとします。なお、当社が会員資格を喪失させた時点において残債務がある場合、会員は第28条の規定に基づく遅延損害金を付加して支払うものとします。

(1)届出事項等について、会員が当社に虚偽の申告をしたことが判明したとき。

(2)会員が本規約に違反したとき。

(3)会員の信用状況に重大な変化が生じたり、利用状況が適当でないと当社が判断したとき。

(4)第8条第1項各号のいずれかに該当し、または第8条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切であると当社が判断したとき。

(5)第8条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、当社との取引を継続することが不適切であると当社が判断したとき。

(6)マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に使用し、またはそのおそれがあると当社が判断したとき。

(7)その他当社との取引を継続することが困難であると当社が判断したとき。

3.当社は、会員が本規約に基づく債務の全額を完済した状態で会員の信用状態が低下したと当社が判断したときは、退会させることができるものとします。

4.本条第2項により会員資格を喪失した場合、会員に損害が生じたとしても、当社は会員に対して一切の賠償責任を負わないものとします。

第11条（信用情報機関への登録）

当社は、本規約に基づく契約に関する会員の個人情報(本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名およびその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等)、および取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等))を、当社が加盟する株式会社日本信用情報機構および株式会社シー・アイ・シー(以下「加盟先機関」という)に提供します。加盟先機関は、当該個人情報を、その加盟会員および提携する全国銀行個人信用情報センターの加盟会員に提供します。

当該情報は、加盟先機関に登録されます。個人情報および延滞情報等の登録期間は、契約継続中および契約終了後5年以内です。

（注）詳しくは、「個人情報の取扱いについて」（<https://www.genie.co.jp/view/static/rules/個人情報の取扱いについて.pdf>）に記載しています。

第12条（貸付の契約に係る勧誘の承諾）

会員は、当社が会員に対して、貸付の契約に関する勧誘を行うことを承諾します。

第13条（住民票等の取寄せ）

会員は、当社が居住地確認または債権保全等のために必要と認めたときは、当社が会員の住民票、戸籍の附票等を取寄せることを承認します。

第14条（会員規約の変更）

1.当社は、本規約の変更をすることができるものとします。

2.当社は、前項に基づいて本規約を変更するときは、あらかじめ、変更内容および変更日を当社ホームページ（<https://genie-ml.com/support/news>）に公表するとともに、必要に応じて、その他の方法で通知または公表するものとします。

第15条（債権譲渡の承諾）

会員は、当社の都合により、当社が本規約に基づく債権を他の金融機関等に譲渡することを承諾しま

す。

第 16 条（合意管轄裁判所）

会員は、会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額のいかんにかかわらず、当社の住所地、会員の住所地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第 17 条（準拠法）

会員と当社との本規約に関する準拠法はすべて日本法とします。

第 18 条（費用）

1.会員は、次の費用および手数料を負担するものとします。

(1)公租公課の支払に充当する金額相当額

(2)提携する A T Mの利用に係る A T M利用料

(3)その他当社が定める費用または手数料

2.当社は、会員が負担する費用および手数料の内容、金額を当社ホームページ（<https://genie-ml.com/support>）に掲載するものとします。

第 19 条（契約枠および貸付の停止）

1.会員は、契約枠の範囲で繰返し借入ができます。

2.契約枠は、会員の申込枠の範囲内で当社が決定します。なお、本条第 4 項および第 5 項に基づき、契約枠を変更する場合には通知しません。

3.口座振替対象の会員については、口座振替日から当社で口座振替の成否が確認できるまでの間、利用可能額から今回引落とし予定額を差し引くものとします。

4.第 1 項にかかわらず、当社が法令に従いまたは債権保全のために必要と判断した場合には、会員の承認を得ることなく、契約枠を減額または新たな貸付を停止することができるものとし、会員はその旨承認します。

5.当社は、前項により契約枠の減額を行った後、当該事由が解消されたことが認められた場合には、当社の判断により、契約枠を当初の契約枠の範囲内で増額することができるものとし、会員はその旨承認します。

6.当社は、前々項により新たな貸付の停止を行った後、当該事由が解消されたことが認められた場合には、当社の判断により、新たな貸付の停止を解除することができるものとし、会員はその旨承認します。

第 20 条（返済方式）

1.返済方式は定額リボルビング方式とします。

2.借入時に交付する明細書に記載の最終返済期日、返済回数、返済期日または返済金額は、その後の借入等により変動します。

第 21 条（借入方法）

1.借入方法は、以下のとおりとします。

(1)事前に当社へ届出た、会員本人名義の金融機関口座への振込による借入

- (2)電子マネーアカウント（当社が認めた先に限る）へのチャージによる借入
- 2.金融機関口座への振込による借入は振込送金日を借入日とし、振込名義人は「ジーニー（カ）」とします。
- 3.電子マネーアカウントへのチャージによる借入は、チャージ完了日を借入日とします。

第 22 条（利用有効期間）

- 1.借入ができる期間は、本規約に別段の定めがある場合を除き、契約成立の日から 5 年間とします。ただし、会員または当社から期間満了日までになんらかの申出のないときは、さらに 5 年間自動更新し、その後も同様とします。
- 2.期間満了日までに、会員または当社から自動更新を行わない旨の申出がなされた場合、会員は期間満了日における残債務全額を当該契約内容に従って、完済に至るまで支払うものとします。

第 23 条（借入利率等）

- 1.借入利率は当社所定の利率を適用するものとします。
- 2.借入利息の計算方法は次のとおりとします。

借入残高×借入利率÷365 日（うるう年は 366 日）×各回の利用日数

（注）返済期日を経過した場合の借入利息は、返済期日までの日数により算出された借入利息と、返済期日経過後の日数により算出された借入利息を合算した金額とします。

第 24 条（各回の返済期日）

- 1.各回の返済期日は毎月 27 日(当社の休業日にあたる場合は、翌営業日)とします。なお、追加借入をしても返済期日は変わらないものとします。
- 2.借入残高がなく新たに借入れを行った場合（当該新たな借入れを行った日を、以下「新規借入日」という）、初回の返済日(以下「初回約定返済日」という)は以下のとおりとします。

新規借入日	初回約定返済日
1 日から当月の口座振替日（当社の休業日にあたる場合は、翌営業日）の前日までの場合	翌月の 27 日(当社の休業日にあたる場合は、翌営業日)
上記を除く月末までの場合	翌々月の 27 日（同上）

第 25 条（返済期日前の返済）

1. 第 3 条第 3 項に基づき、会員は返済期日前に返済ができるものとします。
- 2.次のいずれかに該当するとき、当社は、繰上返済がなされたものとし次の各号にしたがって返済期日を取扱うものとします。ただし、会員が繰上返済として取扱わないことを希望し当社が認めた場合はその限りではありません。
- (1)第 26 条に定める各回の返済金額を超えて返済をしたとき。この場合、返済期日は次回に更新されます。ただし、初回約定返済日（ただし、金融機関営業日による調整前の日とします）の前月の 27 日(当社の休業日にあたる場合は、翌営業日)より前になされた任意返済は、初回約定返済日の返済額に影響を与えないものとします。
- (2)第 26 条に定める各回の返済金額に満たない金額の返済をしたとき。この場合、返済期日は次回に更新されません。

第 26 条（各回の返済金額）

- 1.各回の約定返済金額は、【別表】返済金額表に従って決定され、最終貸付後残高を基準貸付残高とし、当該基準貸付残高に対応する返済金額表中の返済金額欄該当額とします。
- 2.前項の基準貸付残高とは、以下のことをいいます。
 - (1)初回借入をしたときは、その借入額
 - (2)追加借入をしたときは、口座振替日の9営業日前の日（当社都合により変動することがあります）時点の借入残高と追加借入額の合計金額

第27条（預り金の返還）

- 1.会員が残債務額を超える入金をした場合など入金予定額を超える入金をした場合、かかる入金により生じた預り金の返還方法は、会員が事前に届出た金融機関口座への振込とします。なお、振込の名義人を「ジーニー（カ）」とすることを承諾するものとします。
- 2.預り金の返還は、当社の判断により会員に通知等せず当該口座へ振込むことができるものとします。

第28条（遅延損害金）

- 1.会員が、約定返済金額の支払を遅滞したとき等、期限の利益を喪失したときは、当社所定の遅延損害金を支払うものとします。
- 2.遅延損害金の計算方法は次のとおりとします。

借入残高×遅延損害金年率÷365日（うるう年は366日）×期限の利益喪失日の翌日からの経過日数

【別表(返済金額表)】

約定返済金額は、基準貸付残高と借入利率の組合せにより下表のとおりとします。

【単位：円】

基準貸付残高	借入利率			
	15.0%~18.0%	12.0%~14.9%	9.0%~11.9%	3.0%~8.9%
1~100,000	4,000	4,000	4,000	4,000
100,001~200,000	8,000	7,000	7,000	7,000
200,001~300,000	11,000	11,000	11,000	10,000
300,001~400,000	11,000	11,000	11,000	10,000
400,001~500,000	13,000	12,000	12,000	11,000
500,001~600,000	16,000	15,000	14,000	13,000
600,001~700,000	18,000	17,000	16,000	15,000
700,001~800,000	21,000	20,000	18,000	17,000
800,001~900,000	24,000	22,000	21,000	19,000
900,001~1,000,000	26,000	24,000	23,000	21,000
1,000,001~1,100,000	26,000	24,000	23,000	21,000
1,100,001~1,200,000	26,000	24,000	23,000	21,000
1,200,001~1,300,000	26,000	24,000	23,000	21,000
1,300,001~1,400,000	26,000	24,000	23,000	21,000
1,400,001~1,500,000	28,000	24,000	23,000	21,000
1,500,001~1,600,000	30,000	26,000	23,000	21,000

基準貸付残高	借入利率			
	15.0%~18.0%	12.0%~14.9%	9.0%~11.9%	3.0%~8.9%
1,600,001~1,700,000	32,000	27,000	24,000	21,000
1,700,001~1,800,000	33,000	29,000	26,000	22,000
1,800,001~1,900,000	35,000	30,000	27,000	24,000
1,900,001~2,000,000	37,000	32,000	28,000	25,000
2,000,001~2,100,000	39,000	33,000	30,000	25,000
2,100,001~2,200,000	41,000	35,000	31,000	25,000
2,200,001~2,300,000	43,000	37,000	32,000	26,000
2,300,001~2,400,000	44,000	38,000	34,000	27,000
2,400,001~2,500,000	46,000	40,000	35,000	28,000
2,500,001~2,600,000	48,000	41,000	37,000	28,000
2,600,001~2,700,000	50,000	43,000	38,000	29,000
2,700,001~2,800,000	52,000	44,000	39,000	30,000
2,800,001~2,900,000	54,000	46,000	41,000	31,000
2,900,001~3,000,000	55,000	47,000	42,000	32,000
3,000,001~3,100,000	56,000	48,000	43,000	33,000
3,100,001~3,200,000	57,000	49,000	44,000	34,000
3,200,001~3,300,000	59,000	51,000	45,000	35,000
3,300,001~3,400,000	61,000	53,000	46,000	37,000
3,400,001~3,500,000	63,000	54,000	48,000	39,000
3,500,001~3,600,000	65,000	56,000	49,000	40,000
3,600,001~3,700,000	67,000	57,000	50,000	41,000
3,700,001~3,800,000	69,000	59,000	52,000	42,000
3,800,001~3,900,000	71,000	60,000	53,000	43,000
3,900,001~4,000,000	73,000	62,000	54,000	44,000
4,000,001~4,100,000	75,000	64,000	56,000	45,000
4,100,001~4,200,000	75,000	65,000	57,000	46,000
4,200,001~4,300,000	77,000	66,000	58,000	47,000
4,300,001~4,400,000	79,000	68,000	59,000	48,000
4,400,001~4,500,000	81,000	70,000	61,000	49,000
4,500,001~4,600,000	83,000	72,000	63,000	50,000
4,600,001~4,700,000	85,000	74,000	65,000	51,000
4,700,001~4,800,000	87,000	74,000	66,000	52,000
4,800,001~4,900,000	89,000	75,000	67,000	53,000
4,900,001~5,000,000	91,000	77,000	68,000	54,000
5,000,001~5,100,000	93,000	79,000	69,000	55,000
5,100,001~5,200,000	95,000	81,000	70,000	56,000
5,200,001~5,300,000	95,000	83,000	72,000	58,000
5,300,001~5,400,000	97,000	85,000	74,000	60,000

基準貸付残高	借入利率			
	15.0%~18.0%	12.0%~14.9%	9.0%~11.9%	3.0%~8.9%
5,400,001~5,500,000	99,000	85,000	76,000	61,000
5,500,001~5,600,000	99,000	86,000	76,000	62,000
5,600,001~5,700,000	100,000	87,000	77,000	63,000
5,700,001~5,800,000	101,000	89,000	78,000	64,000
5,800,001~5,900,000	103,000	91,000	80,000	65,000
5,900,001~6,000,000	105,000	93,000	82,000	66,000
6,000,001~6,100,000	107,000	95,000	84,000	67,000
6,100,001~6,200,000	109,000	97,000	86,000	68,000
6,200,001~6,300,000	111,000	99,000	86,000	69,000
6,300,001~6,400,000	113,000	99,000	87,000	70,000
6,400,001~6,500,000	115,000	100,000	88,000	71,000
6,500,001~6,600,000	117,000	101,000	89,000	72,000
6,600,001~6,700,000	119,000	103,000	91,000	73,000
6,700,001~6,800,000	119,000	105,000	93,000	74,000
6,800,001~6,900,000	121,000	107,000	95,000	75,000
6,900,001~7,000,000	123,000	109,000	97,000	76,000
7,000,001~7,100,000	125,000	111,000	97,000	77,000
7,100,001~7,200,000	127,000	113,000	98,000	78,000
7,200,001~7,300,000	129,000	113,000	99,000	79,000
7,300,001~7,400,000	131,000	114,000	100,000	80,000
7,400,001~7,500,000	133,000	115,000	101,000	81,000
7,500,001~7,600,000	135,000	117,000	102,000	82,000
7,600,001~7,700,000	135,000	119,000	104,000	83,000
7,700,001~7,800,000	137,000	121,000	106,000	84,000
7,800,001~7,900,000	139,000	123,000	108,000	85,000
7,900,001~8,000,000	141,000	125,000	110,000	86,000

※契約枠 100 万円以上の場合は借入利率 15%以下が適用されます。

(制定日：2024 年 5 月 27 日)

(改訂日：2024 年 6 月 24 日)

(改訂日：2024 年 10 月 1 日)

(改訂日：2025 年 1 月 24 日)